



◆ NEWS ◆ 福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画を認定
(4月26日)

復興庁は4月26日、福島復興再生特別措置法に基づく「重点推進計画」について内閣総理大臣による認定を行いました。

本計画は、再生可能エネルギー、医薬品及び医療機器に関する研究開発拠点の整備や企業立地の促進等を通じて、福島県全域における新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化を重点的に推進するための計画です。計画期間は平成25年度から平成27年度までの3年間となっています。

また、主に福島県が実施する取組が盛り込まれており、政府は、本計画の実施を促進するために必要な施策を講ずることや、必要な情報提供、助言その他の援助を行うべきことが法律で定められています。

さらに、本計画の認定により、(独)中小企業基盤整備機構が管理している福島県沿岸部の2つの工業団地が福島県、相馬市に無償譲渡されることとなります。

この重点推進計画の主な内容は以下のとおりです。

■ 主な重点推進計画

第一章 総論

- ・ 「福島県復興ビジョン」及び「福島県復興計画」の基本理念や復興プロジェクトを具現化するとともに、地域の実情に配慮し、市町村の意見を踏まえて策定。
- ・ 計画の期間は、平成25年度から平成27年度。毎年度の予算措置等によって取組内容の充実があったとき等には、計画の変更を行う。

第二章 重点推進事業

1. 再生可能エネルギー源の利用に関する研究開発を行う拠点の整備等の取組
 - ・ 国内外の企業・最先端研究機関が立地する一大集積地の実現
 - ・ 2040年頃に県内エネルギー需要相当量のエネルギーを再生可能エネルギーにて産出
2. 医薬品及び医療機器に関する重点的な取組
 - ・ 医療福祉機器関連産業における一大拠点の実現
 - ・ 研究開発拠点の形成による国際的医療機器開発の実証研究による関連産業の育成
3. 企業の立地促進等のための施策
 - ・ (独)中小企業基盤整備機構が管理する2つの工業団地の福島県及び相馬市への無償譲渡(いわき四倉中核工業団地、相馬中核工業団地)
 - ・ 企業立地補助金を活用した産業集積、地域経済の活性化

詳しくは、復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/25426.html>

◆ NEWS ◆ 被災地で挑戦している企業による復興事業事例集を公表
(4月19日)

復興庁は、企業が震災によって直面した課題について、創意工夫によりその克服に取り組んだ55件の事例(福島県は13件の事例)を取りまとめ公

表しました。この事例集は、今後、被災地での復興の参考として、被災地においてひとつでも多くの事業が動き出し、復興が加速されることを期待し作成されました。

具体的な課題ごとの対応事例について、「事業に必要な組織・人材・スキルの不足」、「用地、設備等の不足」、「事業資金の不足」、「従来の事業環境からの変化」の4つの共通課題を抽出し、その実情と対応事例をまとめています。

例えば、事業に必要な組織・人材・スキルの不足に対応した事例としては、福島県南相馬市の一般社団法人が、津波災害と原子力災害を乗り越えるため、キッザニア東京の運営会社と連携することにより、農業再生と再生可能エネルギー導入を実現するとともに、子供の体験学習の機会を創出した取組を取り上げています。

従来の事業環境が変化したことに対応した事例としては、福島県飯舘村に工場を置く金型製作会社が、全村避難となった状況の下で、徹底した放射線情報管理を行い、地域の雇用を支えつつ、地域に必要なガンマカメラの新たな製品の開発を積極的に進めた取組を取り上げています。

また、今回の事例集をまとめる中で、課題ごとに、参考となる事例が分かるようにまとめており、これらの事例を分析・研究しながら、どのような施策につなげていけるかを検討していきます。

詳しくは、復興庁のホームページをご覧ください。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_197.html

◆おしらせ◆ 地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）の現在までの実施状況をお知らせします。

復興庁は4月26日、避難指示を受けた地域の希望復活応援事業について、現在までの実施状況を公表しました。

この事業の主な実施状況は以下のとおりです。

1. 事業の概要

地域の希望復活応援事業は、避難指示を受けた12市町村において、原子力災害からの復興・再生を加速するため、国の費用負担の下、避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うものです。

2. 実施状況（平成25年4月26日時点）

市町村からの要望を踏まえ、7市町村（南相馬市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村）について、下記のような事業を進めています。その他の市町村についても、地域のニーズを丁寧にお伺いしながら、本事業によって機動的にきめ細かく対応していく予定です。

3. 対応の迅速化

市町村の要望により迅速に対応するため、事業の採択から契約までを一括して福島復興再生総局の下で実施できるよう、準備を進めてまいります。

■避難解除区域への帰還加速のための取組

<生活関連サービスの代替、補完>

・村内医療体制の拡充【川内村】

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託します。

<住民の安心・安全の確保>

・ホールボディーカウンターを用いた内部被ばく検査の実施

【南相馬市、浪江町】

希望者について、内部被ばく検査を実施します。

<地域のコミュニティの維持>

- ・タブレット端末を利用した情報提供【檜葉町、富岡町】
市町村が配布したタブレット端末を活用し、各地に避難している住民に対して避難生活等に必要な情報をリアルタイムで配信します。
- ・市外避難者への情報提供【南相馬市】
市外避難者と南相馬市とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を「南相馬チャンネル」として放送・配信します。

■直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

＜避難区域の荒廃抑制・保全対策＞

- ・旧警戒区域内の農地保全管理【南相馬市】
既存補助事業の対象とならない農地における除草やがれきの除去等を実施します。
- ・町道等の維持管理【大熊町】
住民が安全に一時帰宅できるよう、町道等の路肩除草、側溝のごみ処理等を実施します。
- ・ネズミ駆除【南相馬市】
公衆衛生向上のため、ネズミを駆除します。
- ・防犯パトロール【浪江町、富岡町】
避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロールを実施します。

＜住民の一時帰宅支援＞

- ・一時帰宅バス等の運行【南相馬市、檜葉町】
自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーを運行します。

=====
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter

=====
[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]